

私立大学の社会的貢献 —情報公開の充実—

川村 基

The Social Contributions of Private Universities Functioning
as School Corporations

—Enhancement of Information Disclosure—

Hajime KAWAMURA

ABSTRACT

The population of Japan is declining and this is causing major changes to Japanese society. Because of these changes, the economic situation for private universities in Japan has become severe in some cases. In the worst cases, management has had to restructure to avoid bankruptcy.

Universities contribute to society through education and research. However, there is a need to rethink the university system in accordance with the new social and economic situation. For one thing, they have to appeal to their regional constituencies. Moreover, the research they perform should have regional applications.

In this paper, the author discusses the enhancement of information disclosure of private universities which will contribute to the understanding of regional and local communities.

KEYWORD : school corporation, accountability, school corporation accounting standards, social contribution, local and university cooperation, university social responsibility

I はじめに

我が国の大学・短期大学への戦後の進学率は、昭和50年代から平成2年頃まで上昇しており、2014（平成26）年度には、大学・短期大学合わせて56.7%、高等専門学校、専門学校を含めれば80.0%である。そうした最中、私立大学は、大学としての使命を遂行しつつ、一方で、様々な時代の波に立ち向かわざるを得ない。まず、少子化時代である。そして、全入時代に対して大きな変化を求められる。平成26年度において、入学定員の8割を満たしている私立大学は456校（78.9%）¹⁾、

私立短期大学は227校（70.9%）であり²⁾、入学者が定員の半分以下である私立大学は15校（2.6%）、私立短期大学は16校（5.0%）である。

こうした社会的状況が大きく変化したことにより、私立大学をめぐる経営環境はとてつもない状態に陥っている。そのため、大学は従来の画一的な基準等に基づく制度から転換し、新たに高度化・多様化・個性化への再構築が求められている。また、所在する地域に対して大学は、これまで以上に自己の存在意義を明確化し地域内外に対してアピールする必要があるが生じている。

本稿は、今日、私立大学の存続が危ぶまれるほど厳しい状況にあるので、地域社会からの理解と支援を得るために学校法人としてのアカウンタビリティを果たし、そのうえ、新しい時代への適応性の高い教育と存在意義を訴えることに繋がる私立大学の情報公開の充実について考察する。

2015年12月18日受付、2016年2月25日最終受付
川村 基 四国大学経営情報研究所
Hajime KAWAMURA, Nonmember (Research Institute of Management and Information Science, Shikoku Univ. Tokushima, 771-1192 Japan)
四国大学経営情報研究所年報 No.21 pp. 1-10 2016年2月

II 教育機関としての大学

1 我が国の私学教育

現在、我が国は人口減少の状況下にある。人口減少は「『静かなる危機』³⁾と呼ばれ、我々が日々の生活を営む中で実感しづらい。それゆえに、すでに経済規模の縮小や生活水準の低下を招いており、将来的には、国の存続すら危うくなる問題である。しかも、出生数の低下に伴い18歳人口が急減し、高等教育機関にとって大きな危機となっている(表1)。

我が国の18歳人口は、1992(平成4)年度の約205万人を頂点に年々減少していたが、近年、その減少傾向に歯止めがかかった。けれども、2021(平成33)年度頃から再び減少すると予想されている。この事実は、私立大学を中心に拡大を続ける我が国の教育機関にとって、その規模を維持することが難しくなるという厳しい状況を突きつける。この状況は、2005(平成17)年1月に中央教育審議会より答申された「我が国の高等教育の将来像」⁴⁾において、2007(平成19)年には大学・短期大学の定員数と志願者数が同じになる全入時代に突入するとすでに指摘されていた。今日、すでに入学定員を大きく下回り経営に支障をきたしている大学も見られるので、今後さらに増加する虞がある。

大学教育は、社会で求められる人材がますます高度化・多様化する中で、教養・知識等に加えて課題発見・探求のための批判的思考力や判断力、社会的責任を担える倫理的・社会的能力等を育成するため、学生の主体的な学びを重視する教育への転換等を図るとともに、大学としての質保証の仕組みの更なる充実を図る取り組みが求められる。

我が国の私学の伝統は、平安時代の僧空海によって創設された綜芸種智院や室町末期から江戸初期にかけてキリスト教宣教師によって行われた例は見られるが、教育といえば宗教・宗派の布教・普及ではなく、国家と国家宗教の規定によらない教育がその中心であった。そもそも、鎌倉から室町を経て江戸に至るまで、教育といえば私人或いは私学による教育であった。こうした伝統の上に統一的な公教育が樹立されたのである。また、江戸時代における幕府の学校・諸藩の学校という公的機関を支えていたのは、全国に普及していた寺子屋をはじめとする基礎教育・識字教育を担当した私的教育機関による基盤確立にある。その後、多くの私塾⁵⁾が明治に入り導入された西欧式高等教育、そして、今日の技術と産業の発展の礎となっている。

義務教育制度を全国に普及させるために明治政府は、1871(明治4)年に文部省を設置、中央政府が教育を統括する制度を導入し、翌(明治5)年、学制を公布した。それから、第二次大戦後の我が国の高等教育は、米国による占領政策と官学中心政策および戦時下体制における緊急政策との混合的産物である。

大学は、もともと教育・研究を通じて社会に貢献するために存立している。そのため、大学の経営は、大学の目指す目標を具体的に示さないと効率的に行えない。近年は、より積極的に大学の有する知識・技術・研究成果を地域社会に還元するとともに、一般企業を活用して教育・研究活動をますます活性化させていく使命を帯びている。筆谷(2002)はこうした地学(産学)連携を円滑に行うためには次のような機能を持った組織が必要であると述べている⁶⁾。

1) 研究を外部へ紹介、外部から紹介を受け

表1 18歳人口の推移

(単位:人)

昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
1,949,138	1,890,799	1,589,821	2,021,114	1,510,429	1,215,892

(出典) 政府統計の総合窓口「人口推計」ウェブサイトより作成。

て研究室を紹介するといった窓口機能

- 2) 共同・受託研究を管理、それを産業界へ移転する機能
- 3) 成果を管理、それを産業界へ移転する機能

上記機能を十分に果たせる大学組織に変えることで、地学（産学）連携が成果を挙げることに繋がり地域社会の活性化に一役買うことになる。

2 大学の成り立ち

現在の大学は、12世紀以降に成立した欧州の中世大学を原型としている。12～13世紀における中世ヨーロッパの大学は、『教授や学生の（magistorum et scholarium）ユニヴェルシタス（またはコレギウム）』⁷⁾と呼ばれた。このことから中世の大学は、教授や学生によって自主的に組織された学問研究集団として成立したのである。すなわち、大学の起源はギルド（guild）であり、ギルドとは、組合である。こうした組織を必要とした理由は2つ考えられる。まず、教師が集まって組織となることで体系的な知識を供給することができるようになり、それを求める学生を集めることにも繋がる。次に、社会的に価値のある知識に対して、価値の証明としての学位を与えることができる。

近代大学の嚆矢とされるのは1810（文化7）年にできたベルリン大学である。ここで強調されたのは研究機能の重視である。しかしながら、研究というものは個々の研究者が発展させる。そのため、外的な基準ではなかなか判断できない。したがって、個々の研究者の自律性が大学の機能発揮の基本となった。けれども、大学は時代とともにより強力な組織として制度化された。しかも、様々な社会機構の中に組み込まれ多量の資源を要する組織として巨大化した。また、大学が大衆化していくことで管理の必要性も非常に高まった。つまり、近代大学は、「部分的な自律性と組織統合の二つの原理の両方を発展させなければいけない」⁸⁾のである。

Ⅲ 大学と地域社会との連携

1 大学の新たな姿

大学は、志望者数と定員数から見ると全入時代に突入している。しかし、無条件で志願者が希望する大学に入学できるわけではない。その結果、厳しい大学の選別が行われるようになり、定員割れを起こしている大学も見られる。そのため、大学においても一般企業と同じく勝ち組負け組という二極化が進んでいる。今後も、定員割れの状況が続けると大学の経営は圧迫されるので深刻な状態に陥る。最悪、経営破綻という事態に至る。

大学の経営体制は、運営と監督が分離しているので有効に機能すると考えられるが、こうした厳しい状況が予測されていたのにも関わらず、大学の「経営を的確にチェックするガバナンス機能がうまく作用していない」⁹⁾のである。つまり、大学に危機意識がなければ機能は発揮できないのである。

今日、社会が大学に期待する人材は多様・多層と幅が極めて広い。かつてのエリート教育の時代と異なる。そこで、大学の社会的責任は何かといえば、高等教育と研究分野で社会に貢献することである¹⁰⁾。そのため、特色ある教育や研究機能に磨きをかけることになる。けれども、社会的に有用な人材が多様であるとしても、大学は基礎的学力を学生に修得させる。その上で、専門的な能力を身につけさせることが必要である。大学は学生に付加価値を付けて社会に送り出すのである。また、大学はこれまで以上に自己の存在意義を明確化し、地域内外にアピールする必要性が生じている。そこで、大学は説明責任を果たすために、平成26年度、664法人（99.7%）が財務情報をウェブサイトにて公開している¹¹⁾。

2 地域づくり

我が国は、多様な気候風土の下で各地域が独自の歴史・文化を形成し多様な社会を築いてきた。しかし、近年、全国各地でこうした多様性が徐々に失われてきており、地方から都市へと人口の流

出により地域の社会基盤を失うという事態になっている。

高度経済成長期から1980年代初頭までは、企業誘致に代表される域外資本の注入に基づく地域づくりが盛んに行われた。リゾート開発が盛んであったバブル期では、地域に違和感を与えるような開発が行われ、その中には地域への波及効果の小さい事例も見られた。その後、企業の海外移転が盛んな時期になると地域興しの手段として、一村一品運動をはじめとする内発的な地域づくりが志向された。これは、地域が持つ個性を資源としながら地域の未来を自ら考えるという点に意義がある。一方、どの地域も似たようなモノばかりになったという批判が挙がる等、結果的には各地域の個性をそれぞれが発揮したとは言いがたいもので終わった。

近年、多くの地域で人口減少、超高齢化等といった地域の課題が深刻な状態に陥っている。けれども、「決して悲観論に陥ってはならない。」¹²⁾まさに地域づくりは、自らが将来の成長・発展の種となるよう地域資源を掘り起こし、それらを息長く活用していく取り組みが必要とされる大きな転換点を迎えている。地域を取り巻く要因が次々に多様化、複雑化している中で、地域住民・個人やNPO(民間の非営利組織)等が主体となって、自分たちが持つ地域資源を活かしていろいろな仕掛けを作ることによって他地域との差別化、独自化を図り地域の活性化に繋げようというニーズを有する。また、地域に所在する大学は多方面における知識、教育、学生のエネルギー等のシーズを有している。

これからの地域づくりは、地域に住む者にとって心地よく日々の生活を充実したものとなることを目指して、地域の課題に対する解法を模索していく中で、このニーズとシーズを融合するという地学連携への期待が膨らむ。つまり、地域は地域に根ざした大学とともに発展し、大学はその地域に存在する意義を明快に表現するのである。そのため、地域と大学の双方にとってメリットのある地学連携を通じた大学の地域への社会的貢献に注目が集まるのは必然である。

ところで、民間企業と大学との連携としては、すでに産学連携があり数多くの事例と仕組み作りも進んでいる。ただし、これは理工系と製造業企業との連携で多く見られる。

3 人材育成

人口急減・超高齢化という我が国の大きな課題に対する取り組みとして、2014(平成26)年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すという地方創生に関する検討が行われ、同年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の『認識の共有』と『未来への選択』を目指して—」が取りまとめられた。その中で、人口減少に歯止めをかけることは、大きな困難が伴う課題として取り上げている。この背景には、我が国のこれまでの社会をめぐる様々な要因が複雑に絡まって生じている。そのため、解決に向けて「次元の異なる施策を大胆に実施していくことが必要」¹³⁾と述べている。

地域における人材育成に関する具体的な取り組みとしては、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえたオーダーメイド型教育プログラムの開発・実証、地域のニーズと大学のシーズのマッチングによる地域課題の解決に向けた取り組みの推進である。

知識基盤社会が一層発展するこれからの時代において、「『大学力は国力そのもの』」¹⁴⁾であり、社会の期待に応えるために積極的に取り組む大学を国として強力に支援することで、質・量の両面での充実を図っていく。成熟社会においては、知識基盤社会の進展や産業・就業構造の変化により高度な知識や技能を有する者の需要が、これまで以上に増加すると予想される。

IV 大学情報の公開

1 企業会計にみる財務情報

企業会計が生み出す財務情報は、技術的な制約や環境制約のもとで作成される。そのため、すべ

ての情報利用者の要求に応えることはできない。情報の利用者は、企業内部と企業外部が考えられる。しかも、利害関係者の目的は、企業を取り巻く経済環境、企業活動、証券市場等に関する事項についての理解の程度によって異なる。そのため、財務情報が、利用者のうちの誰に対して焦点をあてた財務情報であるのかという問題が生じる。

企業におけるディスクロージャー制度は、「情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進する」¹⁵⁾のである。そこで、財務報告制度の目的は、社会からの要請によって与えられるものであり、自然に決まってくるものではない。したがって、この制度に対して社会からいま如何なる要請がなされているのかを確かめることは、そのあり方を考える際に最優先するべき作業である。

しかし、公的な規制がなくても、投資家にとって必要な情報はある程度まで開示されるはずである。ただし、虚偽情報の排除とともに情報の等質性を確保する規定は必要となる。そこで、会計基準が形成される。つまり、「ディスクロージャー制度を支える社会規範としての役割が、会計基準に求められる」¹⁶⁾のである。そのうえ、会計基準の設定や作成する企業側の努力が求められる。

2 私立大学における財務情報の開示

文部科学省の実態調査¹⁷⁾を見る限り、財務情報の開示は進んでいるような印象を受ける。財務情報の開示は、大学の存立に関わる重要な問題として捉えられる。それでは、財務情報の開示とは如何なる意味であるのか。開示とは、「財政計算を行う責任のある者が、自己以外に対して財政内容の情報を提供する」¹⁸⁾ことであり、財務情報の開示とは、「理事会が理事会で承認された財政内容について、理事会以外の者に対してこれを情報として提供する」¹⁹⁾ことをいう。そして、財務情報を開示する目的は、「経営の自己責任原則と、社会から負託された高等教育機関としての公共性の維持をいかに遂行しているかについてその実態を社会にあきらかにする」²⁰⁾ためである。つまり、

財務情報を開示することで、「経営の透明性の確保と説明責任を果たすこと」²¹⁾になる。

財務情報の開示に向かう積極的な動きとして、私立学校法（以下、私学法という）の改正により事業報告書等の作成義務化も挙げられる。私学法は、「毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない」（第47条）と規定している。この規定により、財務情報を利害関係者に対して開示することになる。しかし、この規定は、書類の作成と備付義務を規定しているだけで閲覧に供する書類の様式、公開について触れられていない。書類の様式が定まっていないので、財務情報を得る側にとって当該大学において何を意味する情報であるのかという説明がなされないことには、開示された情報について理解できない。なぜなら、情報の解釈が何通りも可能となるからである。もしかすると、誤解を招き、経営に影響を及ぼすことも十分考えられる。なので、現在のような財務情報のみを示すやり方は、「危険性をはらんでいる」²²⁾といえる。けれども、それを警戒するあまり、情報を覆い隠すのも時代にそぐわない。情報公開の充実こそが、「大学浮沈の鍵を握っており、私立大学関係者は、私学法に新たに規定された基準はあくまでも最低水準であることを肝に銘じ」²³⁾て、社会に対する説明責任を果たすことになる。

なお、文部科学省は、これまで私立大学等の事務局長等を対象に学校法人の運営等に関する協議会や私学関係団体の各種会議を通じて機会があるごとに、財務情報の公開について積極的に対応するよう指導している。

3 大学のディスクロージャー

今日、大学にとって経営環境は、厳しさを増しており冬の時代と言える。大学の経営は、研究・教育を含め、一定の目的の実現を目指して体系的・組織的な意思決定とその執行という幅広いものである。こうした状況下で、大学同士の競合も生じている。そこで、厳しい現状を考慮すれば、学生や

保護者、大学関係者等の意思決定に資するよう財務状況だけに限らず、教育環境（教育方針・内容、学生数等）、研究活動、経常費補助金額等、当該大学に関する将来予測や計画といった情報全般も積極的に公開を進める必要がある²⁴⁾（表2）。その際、解りやすい内容や公開方法であることが求められる。

また、新たな大学の動きとしては、格付投資情報センターから格付けを得る大学が現れた。このことから大学の財務状況に関心が向けられていることが窺える。つまり、格付けが、これから受験を控える学生やその関係者等へのアピールの手段の一つとして用いられるようになったのである。

2000年代に入り高等教育の充実から教育の質に注目が集まるようになった。こうした変化を受けて、大学も社会的責任を果たすべきであるという議論が起こった。大学情報の公開は、本来個々の大学においてそれぞれの利害関係者との委任関係に基づき、情報を提供することで説明責任を果たしたことになる。すなわち、公開する情報の内容、公開方法、時期等を個別に各大学が判断して行う。しかし、各大学の判断のために、提供される情報は多種多様になる。また、当該大学にとって恣意性のある情報が提供され、その結果、利害関係者の意思決定を誤らせる虞もある。規制が敷かれていないディスクロージャーだと、その組織体にとって良い情報だけを積極的に採り上げて公開する。一方、良からぬ情報は消極的に、あるいは隠ぺいする虞がある。したがって、恣意的なディスクロージャーは、地域社会から信用を得られない。

大学が社会的責任としてのアカウンタビリティを果たすためには、財務情報だけでは不十分であり、非財務情報を含めて初めて大学全体の活動の理解が進むことになる。つまり、大学が地域社会から信頼と支援を受け存立していくためには、大学としての経営行動や実績を数値で公開するだけでなく、理解可能となるように説明する努力が求められる。すなわち、『大学情報の開示は、新しい高等教育のあり方を支える制度的基盤となるべき性格を有』²⁵⁾しているの、「大学法人のディ

スクロージャーについて、法令等によるディスクロージャーの制度化（規制）が要請される所以である。』²⁶⁾しかも、透明性と健全性を高め地域社会から信頼性を得られる情報公開を行うことで、大学にとって教育、研究活動、経営・財務の改善に貢献するだけでなく、大学全体の質の向上に繋がることになる。

なお、社団法人日本私立大学連盟の学校会計委員会は、2002（平成14）年3月に学校法人財政情報開示基準を公表した。これは、財務情報の開示の意義・目的が必ずしも共通の理解を得られていないことから、未知の開示実務のあるべき姿を提言としてまとめたものである。そして、財務情報の開示に当たっての基準を設定する意義は、「開示すべき内容とその表示形式を統一すること」²⁷⁾にある。つまり、開示基準の設定が社会に受け入れられ、この基準に従うことで社会に対する説明責任を果たすことに繋がれば、「信頼関係を今以上に強固なものとしていく第一歩」²⁸⁾となる。

表2 四国大学の年度別経常費補助金額（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般補助	321,850	285,617	198,206
特別補助	31,066	46,270	58,905
合計	352,916	331,887	257,111

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金交付状況の概要」ウェブサイトより作成。

4 学校法人会計基準

2013（平成25）年4月に学校法人会計基準は文部科学省により改訂され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理および計算書類の作成から適用されることになった。私立学校の特性を踏まえた学校法人会計基準の仕組みは引き続き維持しつつ、作成する計算書類等の内容がより解りやすく、かつ的確に財務および経営の状況を把握できるものとなっている。

学校法人会計基準は、1971（昭和46）年に文部省令として設定された。この基準は、前（昭和45）

年度に日本私学振興財団法が制定され、私立大学等の経常的経費に対する国からの補助制度として創設された私立大学経常費補助制度において、学校法人が所轄官庁から補助金の交付を受けるための提出書類を作成するためにできたものである。ゆえに、私学助成と会計基準は密接な関わりを有している。そもそも、国は重要な政策課題として私学助成を捉えており、安定的な教育サービスの提供を狙ったものである(表3)。その後、私学法の規定は1975(昭和50)年に私立学校振興助成法(以下、助成法という)に引き継がれ、学校法人会計基準の作成についての根拠法になった。

まず、私学法において、「学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成」(第47条第1項)が求められている。また、私立学校施行規則において、「法第四十七条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する書類(事業報告書にあつては、財務の状況に関する部分に限る。)の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わ」(第4条の4)れることになる。

次に、助成法の目的は、「学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資すること」(第1条)である。それから、経常費補助金の交付を受けている学校法人は、「文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成」(助成法第14条第1項)することと規定している(表4、5)。しかし、所轄庁への公開を目的としたものであるため、大学の利害関係者および地域社会への公開を求めるものではない。

今日、学校法人会計基準は、制定後約40年が経

過しており大学のおかれた環境、役割が助成法制定当時と大きく異なっている。こうした状況下において、学校法人会計基準が目的を果たすために役立つのか。これからも学校法人会計基準が助成法のために用いられるならば、会計基準の役割は、最も役立つ形での補助金交付者の意思決定に寄与することである。言い換えれば、情報利用者(交付者)の意思決定に有用な情報提供機能を有する会計基準である。有用な情報提供を行うという役割を果たせるのであれば企業会計方式を用いる理由がなくなる。

規制改革の流れによっていろいろな分野において情報開示に対する要望が高まりをみせている。大学においては、地域や学生から選択され評価を受けることが重要であり、そのためには大学の教育内容や経営状況について情報提供を行う。その動きの一つとして、文部科学省が規制緩和推進3か年計画(再改定)²⁹⁾において大学情報の公開を

表3 経常費補助金交付額 (単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般補助	279,325,000	278,253,000	276,202,000
特別補助	44,482,072	42,218,243	45,141,545
合計	323,807,072	320,471,243	321,343,545

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金交付状況の概要」ウェブサイトより作成。

表4 学校種別の年度別補助金交付学校数(単位：校)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大学	560	563	568
短期大学	318	314	311

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金交付状況の概要」ウェブサイトより作成。

表5 学校種別の年度別補助金交付金額(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大学	300,157,679	297,327,637	299,038,623
短期大学	23,120,954	22,620,682	21,804,178

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金交付状況の概要」ウェブサイトより作成。

広めるために財務情報の開示を推進する方向を明確に打ち出している。

V おわりに

近年、大学の機能として教育・研究の他に、社会貢献が挙げられるようになった。社会貢献がとりたてて問題にされるのは、教育・研究の成果を広く社会にフィードバックする活動の意義が問われるからである。もちろん、これまで通り大学は、まず教育機関である。同時に、社会的に有用な人材の社会的蓄積に貢献することが必要である。大学は、学生のニーズに合わせてキャリア教育に大きな力を注ぐ。大学はもはや「象牙の塔に閉じこもることは許されない」³⁰⁾のであり、学生に対する教育サービスの提供を抜きに教授会自治、学問の自由は考えられない。昔ながらの教員中心の時代は終わったのである。したがって、少子化時代の大学同士の生存競争下でも、大学の使命をしっかり守ることが一番肝要なことである。すなわち、新しい時代の要請に応じるために私立大学は、学部・学科の見直しを図り、特色ある研究の発展を遂げると同時に、大学経営の効率化を目指して努力を積極的に行う。そこで、開かれた大学への移行である。

本稿は、私立大学の情報開示の充実について考察してきた。学校法人のディスクロージャーは年々充実してきている。しかしながら、こうした学校法人の情報は、意思決定をするために用いられる手段の一つであることを忘れてはいけない。また、私学法の規定は、法律で全ての学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定しているのであり、「一定の利害関係人の求めに応じる財務書類等の閲覧制度と、自主的に広く社会一般に対する財政情報の開示とは、区別する必要がある。」³¹⁾そこで、各学校法人においては、法律の規定する内容に捉われず試行錯誤の状態をのり越えてそれぞれの実情に応じてより広く社会に積極的な開示が期待される。大学が経営行動や実績を数値で公開するだけに止まらず、自らの活動を理解

しやすいものにするために非財務情報を含めて説明する努力が求められる。その方法として一般企業で行われているCSR (Corporate Social Responsibility) が挙げられる。大学を支えてくれる人々のみならず広く地域社会一般に対して、大学がこれからどのような役割を果たしていくのかということが問われる時代に突入している。そこで、学校法人においても企業と同様の報告書 (USR: University Social Responsibility)³²⁾をウェブサイト等で公開することによって初めて大学の理解が進むことになると考える。ただし、公開する情報は、単なる資料開示に留まるのではなく、社会の理解を得られるように努力し、アカウントビリティを果たすという観点から利用しやすい情報を求める。

最後に、情報の開示に関する法的強制力を上場企業と学校法人とを比較すれば、私立大学の弱さが一層明白なものとなる。そのため、学校法人の情報開示に関する何らかの基準の整備が待たれる。

(註)

- 1) 2014 (平成26) 年5月1日時点、私立大学は603校である。
- 2) 2014 (平成26) 年5月1日時点、私立短期大学は334校である。
- 3) まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の『認識の共有』と『未来への選択』を目指して」 p.1.
- 4) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm 参照。
- 5) 伊藤仁齋：古義堂，中江藤樹：藤樹書院，吉田松陰：松下村塾，緒方洪庵：適塾，広瀬淡窓：咸宜園等。
- 6) 筆谷勇 (2002)「大学をどう評価する—東京都立4大学の外部監査を実施してみた」『JICPA ジャーナル』第14巻第7号 p.14.
- 7) 谷岡太郎監修 (1997)『私立大学の変革と活性化の方向—組織と政策の経営社会学—』同友館 p.9.
- 8) 金子元久 (2012)「大学経営—課題，組織，人材—」『これからの大学経営—誰がどのような役割を担うのか—高等教育研究叢書 118』 p.6.
- 9) 小藤康夫 (2009)『大学経営の本質と財務分析』八千代出版 p.2.
- 10) 「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及

び応用的能力を展開させることを目的とする。」また、「その目的を時実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」(学校教育法第83条)。「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」(教育基本法第7条)。

- 11) 文部科学省「平成26年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」ウェブサイト参照。
- 12) 前掲註3 まち・ひと・しごと創生本部 p.16.
- 13) 前掲註3 まち・ひと・しごと創生本部 p.16.
- 14) 文部科学省編 (2015)『平成26年度文部科学白書』日経印刷 p.207.
- 15) 企業会計基準委員会「財務会計の概念フレームワーク」p.2.
- 16) 前掲註15企業会計基準委員会 p.2.
- 17) 文部科学省「財務情報の公開について」ウェブサイト参照。
- 18) 日本私立大学連盟学校会計委員会「新たな学校法人会計基準の確立に向けて [II]『学校法人財政情報開示への提言』」p.3.
- 19) 前掲註18日本私立大学連盟学校会計委員会 p.3.
- 20) 日本私立大学連盟「私立大学のアカウンタビリティ」p.7.
- 21) 松本香 (2006)「私学経営の社会的責任—情報の積極的開示の観点から—」『IDE 現代の高等教育』第481号 p.43.
- 22) 両角亜希子 (2003)「私立大学における財務情報の開示—その意味と実態—」『大学研究』第26号 p.147.
- 23) 前掲註20日本私立大学連盟 p.6.
- 24) 学校教育法施行規則第172条の2。
- 25) 前掲註20日本私立大学連盟 p.5.
- 26) 大学監査協会「大学法人のディスクロージャー—その目的と体系化—」p.6.
- 27) 前掲註18日本私立大学連盟学校会計委員会 p.2.
- 28) 前掲註18日本私立大学連盟学校会計委員会 p.2.
- 29) 少子化等により、大学を取り巻く経営環境が厳しくなることが予想される中で、学生や保護者、企業関係者等の判断に資するよう、一層の情報開示を進めることが必要である。また、大学は、財務状況に限らず、教育環境(教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等)、研究活動、卒業生の進路状況(就職先や就職率等)等当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページ等によって積極的に提供する。
<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/030328/index.html?sess=8880a44fe16054dd1d66b963e534f041> 参照。
- 30) 鳥居泰彦 (2006)「私立大学のガバナンス」『IDE 現代

の高等教育』第481号 p.5.

- 31) 前掲註20日本私立大学連盟 p.11.
- 32) USR とは、大学が教育・研究等を通じて建学の精神等を実現していくために、社会(ステークホルダー)の要請や課題等に柔軟に応え、その結果を社会に説明・還元できる経営組織を構築し、教職員がその諸活動において適正な大学運営を行うことをいう(私立大学社会的責任(USR)研究会編(2006)p.8.)。

【参考文献】

- 大宮登・増田正編著(2007)『大学と連携した地域再生戦略～地域が大学を育て、大学が地域を育てる～』ぎょうせい
金子元久(2012)「大学経営—課題,組織,人材—」『これからの大学経営—誰がどのような役割を担うのか—高等教育研究叢書118』
清成忠男(2006)「私立大学の公共性」『IDE 現代の高等教育』第481号
黒田壽二(2012)「日本における大学情報公開の理念と展開」『IDE 現代の高等教育』第542号
小藤康夫(2009)『大学経営の本質と財務分析』八千代出版
私立大学社会的責任(USR)研究会編(2006)『私立大学の社会的責任に関する研究報告』私立大学社会的責任(USR)研究会
谷岡太郎監修(1997)『私立大学の変革と活性化の方向—組織と政策の経営社会学—』同友館
徳岡公人・西井泰彦ほか(2005)「学校法人会計基準の改正をめぐる」『JICPA ジャーナル』第17巻第10号
鳥居泰彦(2006)「私立大学のガバナンス」『IDE 現代の高等教育』第481号
筆谷勇(2002)「大学をどう評価する—東京都立4大学の外部監査を実施して」『JICPA ジャーナル』第14巻第7号
松本香(2006)「私学経営の社会的責任—情報の積極的開示の観点から—」『IDE 現代の高等教育』第481号
村山徳五郎(2002)「学校法人会計基準の行方」『JICPA ジャーナル』第14巻第6号
文部科学省編(2015)『平成26年度文部科学白書』日経印刷
両角亜希子(2003)「私立大学における財務情報の開示—その意味と実態—」『大学研究』第26号

【ウェブサイト】

- 一般社団法人大学監査協会「大学法人のディスクロージャー—その目的と体系化—」
<http://j-uaa.jp/about/result/juaa03.pdf>(最終閲覧日2015年11月20日)
NPO 法人学校経理研究会「USR 入門」
http://www.keiriken.net/usr_nyuumon_pdf(最終閲覧日2015年11月2日)

- 企業会計基準委員会「財務会計の概念フレームワーク」
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/begriff/begriff_20061228.pdf (最終閲覧日2015年11月18日)
- 社団法人日本私立大学連盟学校会計委員会「新たな学校法人会計基準の確立に向けて [II]『学校法人財政情報開示への提言』」
http://www.shidairen.or.jp/publications?all_page_num=4&all_category_id=all (最終閲覧日2015年11月19日)
- 社団法人日本私立大学連盟開示システム委員会財政情報開示分科会「私立大学のアカウントビリティ」
http://www.shidairen.or.jp/publications?all_page_num=2&all_category_id=all (最終閲覧日2015年11月20日)
- 政府統計の総合窓口「人口推計」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001088119> (最終閲覧日2015年12月1日)
- 内閣府「規制改革推進3か年計画(再改定)」
<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/030328/index.html?sess=8880a44fe16054dd1d66b963e534f041> (最終閲覧日2015年11月10日)
- 日本私立学校振興・共済事業団「私・国・公立学校の学校数、教員数、在学者数の比較」
<http://www.shigaku.go.jp/files/gakkousutou26.pdf> (最終閲覧日2015年10月29日)
- 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金」
http://www.shigaku.go.jp/s_kouhujoukyou.htm (最終閲覧日2015年11月5日)
- 文部科学省「平成26年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/_icsFiles/afieldfile/2015/03/20/1355974_02.pdf (最終閲覧日2015年10月29日)
- 文部科学省「財務情報の公開について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/002/houkoku/03080703/005.htm (最終閲覧日2015年12月8日)
- 文部科学省「我が国の高等教育の将来像(答申)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm (最終閲覧日2015年12月8日)
- まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の『認識の共有』と『未来への選択』を目指して」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryu3.pdf> (最終閲覧日2015年11月18日)